

福祉サービス第三者評価  
評価結果報告書  
令和6年度

社会福祉法人 恩賜財団神奈川県同胞援護会  
沼間愛児園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

# 目次

## サービス第三者評価結果報告書

### ◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

### ◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

#### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

#### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

### ◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

#### A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

#### A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

#### A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

## 福祉サービス第三者評価結果の概要

## ①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

## ②施設・事業所情報

名称:	沼間愛児園
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	施設長:山崎 恵子
定員(利用人数):	定員:155名(現利用者:159名)
所在地:	〒249-0004 逗子市沼間1-21-10
TEL/FAX:	TEL: 046-871-2669 FAX:046-871-2619
ホームページ:	<a href="http://www.kanagawa-doen.jp/numama-aijen/">http://www.kanagawa-doen.jp/numama-aijen/</a>
開設年月日:	1949年4月10日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人 恩賜財団 神奈川県同胞援護会

職員数	常勤/非常勤	常勤: 25名	非常勤: 7名
	専門職員(名称)	園長:1名 主任:1名 保育士:24名 栄養士:1名 調理員:4名 事務員:1名	

## 施設状況

保育室:6 トイレ:4 相談室・一時保育室:各1
多目的ホール:1 調乳室・沐浴室:各1
職員休憩室・職員ロッカー室:各1 図書コーナー:1
調理室:1 事務室:1 園庭:幼児用、共用、屋上

## ③理念・基本方針

<p>法人理念: 人権を尊重します/幸せであるためのサポートをします/地域社会と共生していきます</p> <p>保育理念: 児童福祉法に基づき、子どもの人権や主体性を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的にすすめる/地域社会との連携を図り、全ての子育て家庭の支援を行う</p> <p>保育方針: 安全、安心、安定の中で子どもが伸び伸び活動できるようあたたかく受け止め援助する/遊びなどの体験を通して、子どもが自分の力でよりよく生きる力が身につくように努める/保護者との共通理解を深め、子どもの育ちと子育てを支えていく</p> <p>保育目標: 心も身体も元気な子ども/明るく豊かな感性の子ども/やさしく素直で思いやりのある子ども/遊びを通して創意工夫する子ども/きちんとあいさつのできる子ども</p>
--

## ④施設・事業所の特徴的な取組

当園は最寄りの駅から徒歩7分、送迎用駐車場も9台と利便性にも優れている立地状況にあります。近隣には自然豊かな公園もあり、小学校、中学校も近くに 있습니다。また、同法人の保育園も徒歩圏内に2園あり、年長児の交流事業も盛んに行えています。少し足を延ばすと、運動公園・消防署・警察署などもあり、見学に行かせてもらったり、園に消防車で避難訓練を見に来て頂いたり地域との交流・見守りも深い中で、下記の取り組みを行っています。

〔新園舎での運営〕

令和5年度7月に新園舎が完成し、全てが新規一転しました。保育室の広さも十分にあり、乳児保育室はパーテーションを活用し生活や遊びに応じて空間を有効活用しています。各クラスの保育室以外に、乳児園庭・幼児園庭・屋上・ホール・一時保育室、図書コーナーなど共有スペースも活用しながら遊びの幅を広げています。

〔えいごのじかん/体操教室〕

月に2～3回外部の講師を招き、遊びを通してえいごに触れたり、体操の体験を通して子どもたちの興味の幅を広げています。3.4.5歳児の連続した成長の中で、得た知識を存分に発揮し、個々のペースで自信に繋げています。

〔食育プログラム〕

0歳児から2歳児までは、食材に触れる機会を増やし、調理される前の野菜や果物の形を知り、感触や香りを体感することで食事への興味を引き出しています。3歳児クラスからの幼児では、簡単なクッキングをし、きのこをさいてみたり、ピーラーや包丁を使う体験を増やす事で、食べられる食材の幅を広げたり、栄養の知識につながるようになっています。

〔地域交流〕

沼間サロン、南台サロン、サロンさくらやまの皆様と定期的に交流があり、お年寄りの方との触れ合いを通してマナーが身に付き、思いやりの心、心の豊かさが育まれています。又、なかよしクラブと称して親子で参加できる場を設け、園庭開放、保育体験(ランチ付き)育児相談を行っています。

## ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和 6年 5月 23日

訪問調査日:令和 6年 11月 22日

評価結果確定日:令和 7年 2月 13日

受審回数(前回の時期)

1回(前回:2017年度)

## ⑥総評

## ◇特長や今後期待される点

1)新校舎、保育環境整備、充実した保育環境を整備し、子どもの体験を豊かにしています。

令和5年7月に新園舎が完成し、広い保育室やホール、園庭、フリースペースを整備して子どもたちは日当たりのよい清潔で安全な保育室で生活しています。乳児の部屋はクッション性のある床材を使用し、安全に配慮しています。園庭は乳児園庭・幼児園庭・屋上があり、成長に合わせて伸び伸びと遊ぶことができます。幼児の園庭に植えられているキンカンは、園児が収穫した実を調理室でジャムにして試食をしました。図書コーナー・ホール・一時保育室などの共有スペースを使うことで、遊びの幅を広げています。

2)ICTアプリ導入で情報共有を強化し、業務効率化と保育の質向上に取り組んでいます。

系列園に先行してICTアプリシステムを導入し、情報共有と保育の質の向上にチャレンジしています。手書き資料はスキャナーで取り込み、業務効率を高めています。クラス人数配置や指導計画の作成・確認はアプリを活用し、パソコンやタブレットで共有しやすくなりました。全体的な計画から個別指導計画、日誌まで統一様式で記録し、入園から卒園まで子どもの発達や生活状況を追跡しています。職員は情報共有の効果を実感しており、業務の効率化と保育の質の向上に役立っています。

3)交流保育、地域貢献に向けて、地域社会と連携し、安全・安心・安定の中で保育に取り組んでいます。

3園での交流保育を実施しています。消防署・警察署へ見学に出向いたり、園に招いて避難訓練や防犯訓練を行っています。月に1回、近隣の高齢者サロンで地域のお年寄りとおふれあうことで、子どもたちにマナーや思いやりの心、心の豊かさを育んでいます。他にも中高生のサマースクール（ボランティア）の受入れ、学校訪問など地域の方との交流を図っています。近隣の子育て家庭には、一時保育の実施、なかよしクラブと称した、親子で参加できる場を設け、園庭開放・保育体験・子育て相談を行っています。

4)子どもの主体性を育む取組をしています。

保育士は子どもたちが自発的に活動できるよう、年齢に応じた工夫を行っています。0歳児は担当制で子どもの個々の生活リズムに対応しています。発表会では5歳児は、子どもたちがやりたいことを決め、自分たちで役・セリフも考えて決めています。また、子どもたちが自分たちで考え、気持ちを表現する場を設けています。子どもどうしの言い合いをきっかけに、言葉のもつ影響力を「ちくちくことば」「ふわふわことば」として考え子どもたち自ら考えた意見を出すことで、他者への思いやりの心を育んでいます。

5)情報共有と理解等により職員の負担感の軽減が期待されます。

園では、市の基準を超えた人員配置を行い、保育の質の向上を目指して人材育成や確保に取り組んでいます。法人本部と連携し、採用や異動、人材定着を進めるとともに、職員の意向を定期的に把握し、休憩室設置など働きやすい環境を整備しています。園長面談や主任・リーダーによるフォロー体制もありますが、職員からはより高い保育水準を目指すことによる人材確保の要望が挙がっています。人材配置と業務水準の関係について情報共有と理解等を進め、人材構成に対する認識の整合化が期待されています。

**⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント**

今回6年ぶりの第三者評価受審となりました。5月から受審に際し長い期間取り組みをする中で、何度も職員間で話し合いをする機会を頂きました。グループごとにわかれての評価も職員が前向きに協力してくれた事で成り立ちました。基本的な事を確認するきっかけにもなりました。また、園の中ですぐに改善出来る事、もう少し時間をかけて話し合っていきたい事などを具体的に明確化することも出来ました。十分に取り組んでいる分野については、自信がついた面もあります。保護者の皆様にアンケートをご協力頂いた内容や、職員の素直な意見も大変心に響きました。ここからがスタートと思い、今後の課題に向き合っていきたいと思っております。ありがとうございました。

**⑧第三者評価結果**

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

## 第三者評価結果（共通評価基準）

- \*全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- \*評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	-----------------------------------	---

#### 【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
  - イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
  - ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
  - エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
  - オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
  - カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
  - キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

#### <コメント>

保育理念、方針、目標を明文化し、パンフレットやホームページで周知しています。法人の理念に基づき、園の保育内容や一日、行事を知らせ、運営規程や職員マニュアルにも記載して職員の行動規範としています。職員会議で理念を議題にし、議事録に記載して周知を徹底しています。調査結果でも周知が確認でき、園のしおりや重要事項説明書で保護者に分かりやすく説明しています。また、理念・方針を園内の廊下や各保育室に掲示し、確認できるようにしています。

## I-2 経営状況の把握

## I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

## 【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
  - イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
  - ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
  - エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

## &lt;コメント&gt;

保育事業の環境と経営状況は本部が把握し、運営会議や施設長会議で報告しています。園では業界紙を定期購読し、毎月分析しています。逗子市連絡協議会に参加し、市内の園長や保育課職員と意見交換し地域動向を把握しています。法人内の施設長研修や保育事業部門会で課題を分析し、他園も含めた事業報告、決算書、出席率集計表を確認して自園の状況を把握しています。

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

## 【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
  - イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
  - ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
  - エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

## &lt;コメント&gt;

法人の会長による施設長面談や理事の定期訪問で、経営状況や課題を確認しています。理事会の協議内容は施設長会議で共有し、職員にも報告しています。経営環境や保育内容、設備、職員体制の分析をもとに、定員未満のクラスや調理員不足などの課題を明確にしています。地域の子育て支援「なかよしクラブ」のポスター作成やQRコードによる申し込みシステムを導入し、参加呼びかけを強化しています。また、職員不足には応援派遣から入職へとつなげています。

## I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
---	---------------------------------------	---

## 【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しては、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

経営や保育に関する「事業年報」を作成し、中・長期の事業計画と収支計画を示しています。法人のホームページや園のアプリで、理念や基本方針に基づいた中・長期目標(ビジョン)を明確にしています。保育事業部門の「バランススコアカード戦略マップ」をもとに、園の実施状況の評価をしています。計画では中・長期ビジョンを示していますが、数値目標や具体的な成果は設定していません。計画は年度ごとに見直しして作成しています。

第三者評価結果

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
---	--------------------------------------	---

## 【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

## &lt;コメント&gt;

法人の中・長期戦略マップを反映し、園の単年度事業計画を具体的に策定しています。事業計画には、特色や重点目標、職員構成、組織概要に加え、主な施策や行事計画、会議・研修計画、設備整備、防災や苦情解決の取組などを詳細に示しています。法人全体の施設計画を事務所に置き、職員が他施設の良い点を取り入れやすいように配慮しています。単年度計画は実行可能で、実績は事業報告で評価しています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a

## 【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

毎年、全体会議で職員と話し合い、事業計画の策定・評価・見直しを組織的に行っています。事業計画策定時には、見直し方法や職員意見の集約方法を説明し、具体的で共有可能な内容にしています。また、園内のプロジェクトも年間計画として進め、会議で目標達成度を確認し、達成に向けて足りない課題を振り返っています。

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

## 【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

## &lt;コメント&gt;

主な事業計画内容は、廊下に分かりやすく掲示し、保護者に伝わるよう工夫しています。園だよりや連絡帳アプリを活用した配信で保護者に伝え、理解を深めてもらうよう努めています。中断していたICT化の再開にあたり、園だよりで活用方法を説明後、保護者会で全クラスに丁寧に説明し、周知を強化しています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8	<b>I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</b>	<b>a</b>
---	--	----------

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDC Aサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
  - イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
  - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
  - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

計画から評価・対策の組織的サイクルで、保育内容や質の向上に取り組んでいます。ICT化により、各クラスのパソコンで振り返りや評価を確認しやすくなり、改善点を次の計画に活用できるようになりました。年に1回、ABC評価を盛り込んだ独自の自己評価を実施し、結果を公表して会議で分析・検討を行い、組織的に取り組んでいます。また、法人として定期的に第三者評価を受審しています。

9	<b>I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</b>	<b>b</b>
---	--	----------

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
  - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
  - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
  - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
  - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

自己評価結果や第三者評価を分析し、改善すべき課題に取り組んでいますが、計画的な改善実施計画の策定には至っていません。行事などでは、保護者アンケートや職員の振り返りを基に全体会議で検討し、改善点を確認して次年度の事業計画に活かしています。自己評価は職員参加の会議で検討していますが、十分な時間が確保できないため、改善策の立案や実施状況の評価を行う新プロジェクトを立ち上げ、組織的な体制づくりを進めています。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

## Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

## Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	<b>Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</b>	<b>a</b>
----	---	----------

## 【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
  - イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
  - ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
  - エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

## &lt;コメント&gt;

事務分掌や業務マニュアル、運営規程で施設長の役割と責任を明示し、就業規則では職員の階層別行動基準を示しています。施設長の役割については本部の保育事業部門で検討し、地区ごとに分かりやすく作り直しています。事務分掌では施設長の29項目の職務を記載し、職員会議で職員に周知しています。さらに、ホームページで施設長の考えを紹介し、関係者への周知を図っています。

第三者評価結果

11	<b>Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</b>	<b>a</b>
----	---	----------

## 【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
  - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
  - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
  - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

施設長は外部研修に参加し、法令遵守を正しく理解するために積極的に取り組んでいます。就業規則を職員に配布し、職員会議で事例をもとに法令遵守や環境保護などの理解を深めています。職員研修では職業倫理やコンプライアンスを学び、取引事業者とは必ず契約を結び、行政関係者とも連携して適切な運営を行っています。

## II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

## 【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
  - イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
  - ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
  - エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
  - オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

## &lt;コメント&gt;

施設長は組織やプロジェクトを明確にし、園をリードしています。会議では活発な意見交換を促進し、進行をリーダーに任せて意見を出しやすくしています。会議前に事案を迅速に対応するため、必要に応じて集まり話し合い、各クラスへの伝達も行っています。ICT化により職員共有フォルダーを活用し、情報共有が進んでいます。また、施設長は主任保育士との連携や職員面談を通じて具体的な助言を行い、指導力を発揮しています。

第三者評価結果

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

## 【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
  - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取組んでいる。
  - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
  - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

## &lt;コメント&gt;

施設長は予算や決算状況、休暇取得状況、有給消化率などを把握し、業務効率を高めています。財務については事務員と相談し、保育教材の優先順位を考えて購入し、職員と共有して活用しています。また、手書きの資料はスキャナーで取り込むなど工夫しています。ICTアプリの活用を職員と一緒に考え、積極的に利用しています。日々のクラスバランスを確保するため、主任保育士と相談し、PC共有で人数配置を行い、情報共有を進めています。

## II-2 福祉人材の確保・育成

## II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

b

## 【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

## &lt;コメント&gt;

将来の福祉人材確保に貢献するため、中学生・高校生を対象にサマースクールを受入れ、興味を持ってもらえるよう努めています。園は逗子市の基準を超えた人員構成となっていますが、保育の質の向上を目指して福祉人材強化に取り組んでいます。必要な職種と職員区分を確認し、人員構成を考慮しています。人材確保に向けて事業計画を立てていますが、十分な効果を得ることができていません。今後は、法人本部と連携して異動や採用に取組み、人材定着に繋がることを期待されます。

第三者評価結果

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

a

## 【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。

## &lt;コメント&gt;

「保育所職員の心得」に基づき、期待する職員像を明示し、総合的な人事管理を実施しています。職員のスキルアップ制度により、キャリアアップ計画表を基に施設長面談で評価し、人事考課に繋がるPDCAサイクルを運営しています。職員区分や職能別に目標管理を行い、年2回の面談で目標や課題を確認し、過小評価していないかもチェックしています。法人本部で人事基準が定め、園にも周知し、理事が訪問して職員処遇の水準調整を行っています。

## II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

## 【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
  - イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
  - ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
  - エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
  - オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
  - カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
  - キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
  - ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

職員の就業状況や意向を定期的に把握し、心身の健康を考慮した働きやすい職場づくりに取り組んでいます。職員ロッカー室や休憩室を設け、リフレッシュできる環境を整備し、ストレスチェックを本部で実施しています。施設長面談では職員の相談に応じ、必要に応じて主任やリーダーがフォローします。また、職員は安価で給食を利用でき、親睦会会則に基づく「小鳩会」で福利厚生の取組も行っていきます。

## II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
----	------------------------------------	---

## 【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
  - イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
  - ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
  - エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
  - オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

## &lt;コメント&gt;

法人の目標管理制度に基づき、職員一人ひとりの育成に取り組んでいます。職員は7項目の目標シートを作成し、年2回(中間・年度末)の施設長面談で確認・評価します。階層別の「職員育成目安表」によって、キャリアに応じた目標設定がしやすくなっています。また、職員の意向を聞くためのアンケートも実施しています。面談では、振り返りや目標を確認し、自己評価に偏りがいないか、課題とのずれを話し合い、共に考える時間を設けています。

第三者評価結果

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
----	--	---

## 【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
  - イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
  - ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
  - エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
  - オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

園では職員の教育・研修に関する計画を策定し、研修を実施しています。2024年度の研修計画書には、23の外部研修について実施期間や受講者などを明記しています。職員一人ひとりの成長や希望に合わせ、年間を通じてバランスよく受講できるように配慮しています。園内研修会議では職員発案のテーマを検討し、研修受講の進捗や実施予定の研修を見直し、次年度の計画に反映しています。

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

## 【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。  
 b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。  
 c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。  
 イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。  
 ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。  
 エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。  
 オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

## &lt;コメント&gt;

「キャリアアップ受講表」を使い、職員の技術水準や資格取得状況を把握しています。新任職員には指導係を設け、OJTによる教育を行っています。研修の機会を確保し、必要な知識・技術水準が維持できるようにしています。非常勤職員にも園内相談室を利用して、動画配信やインターネット会議を通じて研修を受けられるよう配慮しています。また、外部講師を招いて園内研修も実施しています。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

## 【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。  
 b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。  
 c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。  
 イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。  
 ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。  
 エ 指導者に対する研修を実施している。  
 オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

## &lt;コメント&gt;

「実習生マニュアル」を整備し、前年度は5名の実習生を受け入れました。保育士養成校と園内で打ち合わせを行い、学校側と直接話し合う機会を設け、双方の思いを共有しています。学校の要望や実習生の意向を反映した配属表を作成し、実習プログラムに組み込んでいます。実習生は実習日誌を作成し、職員と共有して指導につなげ、振り返りミーティングも実施しています。また、保育士復帰支援研修にも協力しています。

## II-3 運営の透明性の確保

## II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

## 21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

b

## 【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
  - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
  - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
  - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
  - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

## &lt;コメント&gt;

ホームページやパンフレットを通じて、法人理念、保育方針、保育内容、決算情報を公開しています。また、第三者評価や自己評価の結果、改善状況なども公表しています。園外の掲示版や駅前、市役所の掲示板でも情報提供を行い、小冊子や掲示物にQRコードを記載して、内容紹介や申し込みをスムーズにしています。ただし、地域への情報提供には課題があり、今後の改善が求められています。

第三者評価結果

## 22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

## 【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
  - イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
  - ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
  - エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

## &lt;コメント&gt;

園では、事務や運営規程における職務を明確にし、職員に周知しています。法人本部による内部監査を定期的実施し、事務、経理、取引について確認しています。また、外部の専門家による監査支援も法人全体で行っています。施設長会議で指摘やアドバイスを確認し、その内容を職員に報告して改善に取り組んでいます。

## II-4 地域との交流、地域貢献

## II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

## II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

## 【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
  - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
  - ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
  - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
  - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

## &lt;コメント&gt;

地域との交流を積極的に行い、法人理念や保育理念、事業計画にその重要性を反映しています。地域イベントにおける親子参加型のお知らせを掲示や配布物で提供し、保護者に情報を伝えています。子どもたちは定期的に高齢者の集い(南台サロンなど)に参加し、交流の場を設けています。また、園内で「なかよしクラブ」の予約に合わせて同年齢の子どもたちと遊ぶ時間を作り、保護者の悩み相談にも対応しています。さらに、近隣の同法人の保育園との年長児交流を年5回実施し、就学準備や保育内容の充実を図っています。勤労感謝の日には食材を届ける業者や嘱託医とも交流を深め、その様子を保護者にも伝えています。

第三者評価結果

24

## II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

a

## 【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

法人の戦略マップに地域との連携を明示し、ボランティア受入れを行っています。地域ボランティアの協力で、子どもたちは畑での活動体験を実施しています。中学校の職業体験やサマースクールには多くの参加者があり、受入れ期間を延長して対応しています。また、新聞社の取材を受け、地域交流活動を広報しています。学校教育への協力では、職業体験や家庭科授業で保育園の子どもたちと触れ合う機会を提供し、地域との連携を深めています。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

個々の子どもや保護者に対応できるよう、地域の関係機関と連絡を取り合っています。発達支援センターとは年3回、巡回相談を実施。保護者が希望すれば、園から連絡し、タイミングに合わせて面談をサポートしています。また、要保護児童ネットワーク会議に必ず参加し、得られた情報を職員間で共有しています。児童相談所や市の子育て支援課とも連携し、子どもに必要な関係機関との情報共有を進めています。

## II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
----	--	---

## 【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
  - イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
  - ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

## &lt;コメント&gt;

地域の福祉ニーズや課題を把握するため、地域の会議に積極的に参加しています。幼保小ネットワーク会議では、幼稚園や小学校、民生委員、市役所などと情報を共有し、問題を確認しています。園児の対象年齢外的生活課題にも貢献できるよう、異なる視点からの意見を取り入れています。最近では、ヤングケアラーの低年齢化に対応するため、園児の兄弟からのサインに注意を払い、見守りの継続や啓発活動を行っています。

第三者評価結果

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
----	--	---

## 【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
  - イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
  - ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
  - エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
  - オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

福祉ニーズに基づく事業・活動を積極的に行い、子育て支援年間計画を策定しています。「なかよしクラブ」ではプレイルームや園庭開放を実施し、一時保育利用希望者の受入れを行っています。また、「なかよしクラブ通信」で見学受付や保護者の相談にも対応し、妊婦からの相談も受けています。園の防災プロジェクトでは災害時の受入れプランや名簿を作成しています。さらに、高齢者との交流や中学校での保育講演も行っています。

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

## Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

## Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
----	--	---

## 【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
  - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
  - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
  - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
  - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
  - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
  - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
  - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

法人の理念や保育理念には「人権の尊重」や「児童福祉法に基づく子どもの主体性の尊重」を掲げ、各クラスに掲示しています。また、職員の心得としても人権尊重や虐待防止、子ども主体の保育を明記し、職員会議で意識共有を図っています。さらに、「保育・人権プロジェクトチーム」を設立し、人権に関するチェックリストを定期的に活用し振り返りを行っています。今後は文化の違いなどに配慮した保護者支援に対しても準備を進めることが期待されます。

第三者評価結果

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
----	---------------------------------------	---

## 【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
- エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>  
 前年度の重点目標として「子どもの人権を守る保育」を掲げ、児童福祉法や保育所保育指針に基づき実践しています。人権プロジェクトチームが中心となり、全国保育士会の「人権擁護のためのチェックリスト」を活用し、プライバシー保護や保育士の考えを押しつけない保育について話し合っています。また、SDGs教育の一環として栄養バランスの取れた食事提供や残食削減、多様性の尊重を意識し、質の高い保育環境の実現に取り組んでいます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
----	--	---

**【判断基準】**

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
  - b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
  - c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
  - イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
  - ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
  - エ 見学等の希望に対応している。
  - オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>  
 保育園の基本情報は、園のホームページやパンフレットで提供しており、保育方針や保育時間、行事予定、案内図などを掲載しています。見学希望者には主任が予約制で対応し、希望日時に合わせて丁寧に説明し、質問や相談にも応じています。また、地域交流の一環として「なかよし通信」を市役所に設置し情報提供を行っています。さらに、法人本部のホームページからも保育園の情報を確認することができます。

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

## 【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

## &lt;コメント&gt;

令和6年度から連絡帳アプリを導入し、保護者に十分な説明を行い、同意書の提出を得ています。今年度の入園説明会もアプリを活用して実施しました。利用時間の変更などは書類提出を通じて確認・記録し、明確化を図っています。また、進級児には「進級のお便り」を配布し、配慮が必要な保護者には窓口を一本化し、丁寧に説明して理解を得るよう努めています。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

## 【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

## &lt;コメント&gt;

保育所等の変更に伴う引継ぎ文書は、保護者からの依頼に応じて保育の継続性を考慮し作成し、直接保護者に渡しています。また、卒園児や退園児については保育園を相談窓口として活用できる旨を口頭で伝え、訪問や電話で相談に対応してきました。今年度より、相談窓口や担当者を記載した文書を保護者に配布することを決定し、支援体制をさらに明確化します。

## Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

## 【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
  - イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
  - ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
  - エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
  - オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
  - カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

## &lt;コメント&gt;

子どもたちが満足して遊び始める生活環境づくりを重視し、日々の保育で子どもの表情や言葉、保護者との会話から満足度を把握しています。保護者には懇談会や個人面談、満足度アンケートを実施し、意見や要望を運営会議で検討し改善につなげています。以前のアンケートを受けて駐輪場を設置し、今年度から連絡ツールのICTアプリを導入しました。これにより業務を効率化し、保育士同士の連携やコミュニケーションも強化しています。

## Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

## 【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
  - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
  - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
  - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
  - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
  - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
  - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

## &lt;コメント&gt;

苦情解決体制として、苦情受付担当者、責任者、第三者委員2名を設置し、玄関に掲示しています。苦情の申し出については「重要事項説明書」に記載し、入園説明会で説明しています。保護者からの意見は意見箱やアンケート、口頭でも受け付け、「沼間愛児園苦情解決規程」に基づき記録し、職員全員で共有しています。保護者には連絡帳アプリで報告し、意見や要望を保育内容の改善と質の向上に役立てています。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

## 【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
  - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
  - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

## &lt;コメント&gt;

保護者が意見や相談をしやすいよう、相談相手や手段を選べることを掲示し、入園説明会や懇談会で説明しています。担任、主任、園長それぞれへの相談や、両者を交えた対応も可能であることを伝え、相談場所には人目につかない相談室や一時保育室を用意しています。面談や相談は保護者の都合に合わせて、お迎え後の時間帯にも設定し、いつでも気兼ねなく相談できる環境づくりを行い、意見を述べやすくしています。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

## 【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
  - イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
  - ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
  - エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
  - オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
  - カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

職員は日頃から保護者とのコミュニケーションを大切に、相談しやすい雰囲気づくりに努めています。相談や意見を受けた際は、施設長や主任に報告し、意図を受け止め迅速に対応します。施設長は内容に応じて職員全体で共有するか、管理者内で対応するかを判断し、具体的な検討や記録、対応方法を組織的に進めます。相談内容は乳児会議や幼児会議、全体会議で話し合い、職員全体で共有し、適切な対応につなげています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

## 【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
  - イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
  - ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
  - エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
  - オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
  - カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

リスクマネジメント体制を整備し、マニュアルに明記して子どもの安心安全を守るための対策を進めています。マニュアルをファイルにして各職員に配布し、各自で確認できるようにしています。ヒヤリハットや事故報告を年度末に集計し、会議で検討しています。各クラスにヒヤリハット用紙を設置して、気づいたときにすぐ記入できるようにし、たくさんの事例を収集する工夫をしています。時間・内容・場所・理由を簡潔に記入する一覧表を用いることで集計・分析をしやすくしています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

## 【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症の予防や発生時の子どもの安全確保について、体制を整備して取り組んでいます。玩具も毎日消毒して、未消毒の玩具が残らない仕組みを構築しています。感染症の発生時には、事務所前のボードに情報を掲示し、保護者に迅速に注意喚起しています。感染症が流行する時期の前に、主任が全体会議で嘔吐処理の研修を行っています。職員は定期的に園外の保健衛生の研修を受け、受講した職員が全職員に報告書を回覧し内容を共有しています。また、法人の園の看護師に相談できる体制も整えています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
  - b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
  - c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ア 災害時の対応体制が決められている。
  - イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
  - ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
  - エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
  - オ 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

園では防災・安全プロジェクトを設置し、災害対応の体制を整えています。備蓄品や防災リュックの点検は、プロジェクトがリストを使い点検を行っています。年間計画も常に見直し、状況に応じた訓練を実施しています。非常食の試食、災害発生時の調理、引き取り訓練のほか、消防署立ち合いの避難訓練も実施し、アドバイスをもらう機会を設けています。園の立地環境に配慮したBCP計画を作成し、災害発生時の対策を講じています。保護者への連絡は、連絡帳アプリを使用し、迅速に確認できる手段を整えています。

## Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
----	---	---

## 【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

## &lt;コメント&gt;

保育の標準的な実施方法を「業務マニュアル」としてまとめ、体系的に整備して関連するマニュアルと紐づけています。「個人情報保護規程」や「運営規程」に、子どもの尊重や権利擁護を明示しています。職員への階層別研修で職業倫理や権利擁護、プライバシー保護について学んで理解を深めています。子どものプライバシーについての研修では、事例を通じて配慮方法などを話し合っただけで学んでいません。人権プロジェクトや職員会議では、保育の実施方法に問題がないかを確認しています。

第三者評価結果

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
----	---	---

## 【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

## &lt;コメント&gt;

マニュアル類は定期的に見直し、改訂日時をフッターに記載して最新の情報がわかるようにしています。園内のプロジェクトを通じて保育業務を見直し、その結果をマニュアル改訂や保育計画(年間、月間、週案)に反映しています。ICTアプリの導入により、計画のつながりが明確になり、検証・見直しが容易になりました。さらに、子どもの様子に合わせた情報共有が進み、職員の意見や提案も反映しやすくなっています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。  
 b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。  
 c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
  - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
  - ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
  - エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
  - オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
  - カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
  - キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
  - ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

指導計画の作成は担当を決めて確認し、ICTアプリを活用してパソコンやタブレットでチェックし、意向把握や同意がしやすくなっています。子どもや家庭の状況は児童票や成育歴などで確認し、必要に応じて園外の関係者と協議を行い指導計画に反映しています。計画は全体的な計画に基づき、クラスごとの年間指導計画を作成し、月間・週案・日案に展開しています。各計画には自己評価・反省欄を設け、振り返りや評価を行っています。支援困難なケースには他機関と連携し、保護者の意向を尊重して個別支援計画を作成し、適切に保育を行っています。

第三者評価結果

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。  
 b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。  
 c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
  - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
  - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
  - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
  - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

## &lt;コメント&gt;

全体的な計画から個別指導計画、日誌まで、計画作成と見直しはICTアプリシステムで手順を決めて実施しています。作成後、関係職員が指導計画を確認し、施設長・主任が承認します。計画は子どもの様子や天候に応じて柔軟に変更し、自己評価や反省を振り返り、再提出しています。計画や振り返りの状況はアプリに反映し、各クラスのPCやタブレットで確認でき、職員は情報を共有しながら保育を行っています。

## Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

## 【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。  
 b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。  
 c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。  
 イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。  
 ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。  
 エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。  
 オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。  
 カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

## &lt;コメント&gt;

子ども一人ひとりの保育状況はICTアプリを活用し、発達や生活状況を統一様式で記録し、入園から卒園まで追跡しています。導入時にはプロジェクトで検討し、職員への研修も実施しました。コンピュータネットワークやアプリを積極的に活用し、職員間の情報共有を図っています。職員は情報共有の効果を高く実感しており、業務の効率化と保育の質の向上に役立っています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

## 【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。  
 b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。  
 c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

子どもに関する記録は、個人情報保護規程に基づき、誓約書を交わして管理しています。資料は鍵付き書庫に保管し、電子情報はセキュリティ設定で管理しています。個人情報の漏洩や不適切使用を防止しています。また、保育者向けに法令遵守や権利擁護とともに個人情報管理に関する研修を実施しています。神奈川県 の 指 導 の も と、 子 ど も の 記 録 の 保 存 期 間 を 定 め、 適 切 に 管 理 し て い ま す。

(別紙2A)

## 第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	---	---

### 【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
  - イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
  - ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
  - エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
  - オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

### <コメント>

全体的な計画は、児童福祉法、保育所保育指針等の趣旨を捉え、保育所の役割や社会的責任に基づいて策定しています。『生涯にわたる生きる力の基礎を培う』を掲げ、保育理念、園の保育目標、保育方針を示しています。子どもの発達過程を踏まえた年齢別の保育目標、養護と教育や子どもの健康支援、食育の推進、環境衛生管理及び安全管理、災害への備え、子育て支援、小学校との連携等を盛り込んでいます。地域の実態を考慮し地域性を盛り込んだ、地域子育て支援及び職員に対する研修を実施しています。子どもへの特色ある保育として体操教室、英語の時間、伝統行事の継承等を計画し実践しています。家庭・地域との連携などを記載し、保育の全体像に含めています。全体的な計画は毎月のクラスの話し合いを基に乳児会議、幼児会議、運営会議で話し合いを行っています。毎年度末に各クラスで意見を出し合い見直して、主任、園長が検討し、職員間で共有しています。

## A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2

A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

a

## 【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
  - イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
  - ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
  - エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
  - オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
  - カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

## &lt;コメント&gt;

各保育室では温湿度計を毎日確認し、エアコンや加湿器付き空気清浄機を活用して温湿度管理と換気を徹底しています。玩具は子どもの年齢や興味に合わせて揃え、毎日クローラ水で消毒し、寝具類は週1回保護者が持ち帰り管理しています。廊下やトイレなどの共有部分は、マニュアルとチェックリストに基づき清掃・点検・消毒を実施しています。保育室は子どもの年齢に合わせた動線を考え、家具を工夫して配置し、くつろげる場所や少人数で過ごせる空間を設けています。また、玩具や絵本コーナーにはマークやシールを貼り、子どもが片付けやすい工夫をしています。トイレにはサンダルを並べる線を引き、きれいに揃えやすくしています。乳児室ではクッション式の床暖房を使用し、パーテーションもクッション材で安全性に配慮しています。午睡時にはリラックスできる音楽を流すこともあり、子どもたちが心地よく眠れる環境を整えています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

## 【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
  - イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
  - ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
  - エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
  - オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
  - カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

## &lt;コメント&gt;

子どもの発達過程や家庭環境は入園時の面接や提出書類から把握し、保育の中では一人ひとりの発達や個人差に応じた対応を行っています。日々、保護者との会話や伝達ボードを通じて子どもの状態を把握し、職員間で共有しています。配慮が必要な事項は会議や回覧を通じ、他クラスの職員も理解し協力できる体制を整えています。また、月1回の「人権プロジェクト」では、プライバシー保護や不適切保育の防止について話し合い、子どもが安心して気持ちを表現し、その思いを受け止められる環境づくりに努めています。言葉で気持ちを表現できない子どもには、表情や反応から気持ちを汲み取り、スキンシップを通じて寄り添います。職員は、子どもを急がせたり制止する言葉を避け、時間に追われる時も協力し合って対応し、年齢に応じた肯定的で分かりやすい言葉がけを心がけています。

第三者評価結果

A4

**A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。**

a

## 【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
  - イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
  - ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
  - エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
  - オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

## &lt;コメント&gt;

年間指導計画には、子どもの年齢や発達に合わせた生活習慣の習得を盛り込み、自分で少しずつできるよう支援しています。職員は子ども一人ひとりの発達状態を把握し、共通理解を持ちながら、その子に合った援助を行います。3歳まで(必要に応じてそれ以降も)個別指導計画を立て、具体的な支援を実施しています。手洗い場には手洗いの手順を示す絵や、生活習慣に関する絵カード、個人マークのシールを活用し、子どもが分かりやすく意欲的に取り組める工夫をしています。子どもの「自分でやろう」とする主体的な気持ちを尊重し、できたことは褒めて認め、自信へとつなげています。基本的な生活習慣の定着に向けて家庭との連携を大切にし、日々のやり取りを通して共に支え合っています。また、子どもの疲労に配慮し、年齢に合わせた午睡や活動を工夫しており、夏季には4、5歳児にも休憩時間を設けることで、体力の回復を図っています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

## 【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
  - イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
  - ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
  - エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
  - オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
  - カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
  - キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
  - ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
  - ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
  - コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

## &lt;コメント&gt;

保育室では、子どもの成長や興味に合わせた玩具を用意し、自由に取り出して好きな遊びに取り組める環境を整えています。大きな玩具については保管場所の関係で職員が都度用意することもあります。子どもの意欲や主体性を尊重し、遊びに合わせてパーティションを変更し、場所や時間を工夫して車に乗って遊べる環境を作るなど、自発性を引き出す取組を行っています。園庭は2か所あり、乳児も幼児もそれぞれ思いきり体を動かして遊んだり、シートを広げて異年齢児と交流しながら過ごすことができます。また、地域への散歩や消防署見学、近隣の保育園との合同行事を通して、地域の人々との交流の機会を設け、挨拶や交通ルールを学んでいます。さらに、体操教室や英語の時間を設けることで、子どもたちがさまざまな体験を通して発表の機会を得るなど、意欲的に取り組める活動が充実しています。このように、子どもの主体性や成長を促す環境づくりを心がけています。

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

## 【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

## &lt;コメント&gt;

0歳児は月齢差も大きく個々の発達状態も違うため、担当制保育を取り入れています。ゆったりとした環境で一人ひとりと愛着関係を育み、安心して過ごせるようにしています。子どもの表情や仕草から思いや欲求を汲み取るようにし応答的な関わりの中で、子どもの生活リズムを把握し、それぞれのタイミングで仮眠や休息を取り入れています。その日の子どもの状況に合わせて保育出来るよう場所や活動内容を分け対応しています。子どもの発達に合わせた遊びや活動内容を考え、音の出る物や指先を使う物、つまむ、たたく、引っ張る等、手や指を使う玩具や遊具など成長に合わせて揃えています。清潔で安全な環境の中で、のびのび遊べるよう園庭や保育室の安全確認を徹底しています。担当制保育は3ヶ月で交代し徐々に他の保育士とも関わりが持てるようにしています。保護者とは送迎時のやりとりや連絡帳を活用して子どもの様子を伝え合い、確認し合って信頼関係を築いています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

## 【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
  - b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
  - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
  - イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
  - ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
  - エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
  - オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
  - カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
  - キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

## &lt;コメント&gt;

1、2歳児の成長は個人差が大きいので、保育士は一人ひとりの発達段階を把握し、職員間で共通認識を図りながら適切な支援を行っています。子どもが身の周りのことに関心を持ち、「自分でやりたい」という気持ちを大切に、着替えや手洗い、片付けができた時には褒めて認めることで達成感を味わわせ、意欲を引き出しています。友達同士の遊びや活動では、まだ十分に自分の気持ちを言葉にできないため、子ども同士の関係性を把握し、トラブル時には保育士が仲立ちや代弁を行い、相手の気持ちに気づけるよう丁寧に働きかけています。園庭では異年齢児との交流もあり、年長児が自然に声をかける姿を育てています。日々の子どもの様子は、0・1歳児は連絡帳アプリ、2歳児以上は活動報告を連絡帳アプリを通じて保護者に伝えていきます。さらに送迎時のコミュニケーションを大切に、園と家庭の様子を共有することで、子どもの成長を共に喜び合い、保護者との信頼関係を築いています。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

## 【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。  
 b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。  
 c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。  
 イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。  
 ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。  
 エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

## &lt;コメント&gt;

各年齢の発達や特徴を踏まえ、子どもたちが自信を持って意欲的に生活できるように、子どもたちの思いや気持ちを受けとめ、個性を理解し、喜んで活動に参加出来るように取り組んでいます。3歳児は個人差を考慮しながら様々な遊びを経験し、集団の中で並ぶ、順番を待つ等の簡単なルールある遊びを学び、友達と遊ぶ楽しさや満足感を持って過ごせるようにしています。4歳児は集団の中で自分の思いを話したり、友達と一緒に取り組む楽しさを味わい、約束やルールを守って運動を楽しんだり協力してやり遂げる喜びを感じられるようにしています。5歳児は、友達と協力しお互いに考えを出し合い、自己を発揮し気持ちが一つになるように頑張りを認め最後までやり遂げる達成感を味わえるようにしています。友達と一緒にひとつのものを集中して作りあげ、やり遂げることで団結力や力を合わせることの大切さ、喜びなど、集団の中で得られる経験がたくさんできるようにしています。

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

## 【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。  
 b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。  
 c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。  
 イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。  
 ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。  
 エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。  
 オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。  
 カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。  
 キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。  
 ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

園内は、全てバリアフリーになっており多機能トイレの設備がある2階建てです。子どもの発達状況や目標、ねらいについて、保護者と情報を共有し、その特性に配慮し個別保育実施計画を作成して対応しています。障害のある子どもの特性については保護者と情報の共有・連携を図り、定期的に専門機関からのアドバイスを聞く機会を設け、一人ひとりに配慮した保育ができるようにしています。保護者が専門機関に相談できる機会を作ったり、保護者の相談内容に対して支援を受けられるサービスや支援施設などを紹介しています。職員が研修に参加した時は、研修報告書を回覧し全職員間で情報を共有しています。支援が必要な子どもが集団保育の中で楽しめるように関わり対応しています。クラスの援助内容や子どもの様子は職員全体で関わり方を把握できるようにしています。園の2階への移動手段が階段のため、車椅子利用の児童が入園の際は、その都度対応していくことになります。保護者に対しては、必要に応じて懇談会等で情報を伝えることにしています。

第三者評価結果

A10

**A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。**

b

## 【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
  - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
  - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
  - エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
  - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
  - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
  - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

## &lt;コメント&gt;

延長保育や土曜保育は異年齢児と一緒に過ごすため、子どもの年齢や体調により、その時の様子でコーナーの設定や遊びの内容を考えた保育をしています。長時間保育の子どもは、その子どもの体調に合わせて休息したり、静かに過ごせるようにしています。子どもの発達段階や年齢を考慮して遊びを選んだり声かけを行うなど疲れ具合を見ながら活動を工夫しています。職員は一人ひとりの子どもの体調や全体の様子に十分留意し、子どもが安心して過ごせるようにしています。保護者とは1歳児までは連絡帳、2歳児以上は日々の活動報告や送迎時のやりとりで確認しています。職員間の引継ぎは伝達ボードを使用し確実に伝達しています。夕方の延長保育では、おやつとして子どもの保育時間や体調に合わせて、食事の配慮(提供)をしています。給食の提供時間がほぼ決まった時間で食べているため、個々の生活リズムに合わせる幅が少ないと感じています。

A11

**A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容及方法、保護者との関わりに配慮している。**

a

## 【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容及方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容及方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容及方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
  - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
  - ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
  - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
  - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

## &lt;コメント&gt;

「全体的な計画」に小学校との連携及び幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿について記載しており、5歳児の年間指導計画の4期には小学校入学に向けた取組が盛り込まれ月案・週案・日案にも掲げています。日々生活の中で就学に向けて見通しを持った活動を保育内容に取り入れて、4歳児からは午睡の時間を設けていません。職員が幼保小連絡会に出席し情報収集や意見交換を行い連携を図っています。地域の保育園年長児同士の交流会の参加や小学校行事への参加を計画し、子どもたちが小学校生活への期待が持てるようにしています。保育所児童保育要録はクラス担任が作成し主任、園長が確認を行い小学校へ届けています。保護者には個人面談やクラス懇談会を開催し、その際は教育委員会からも職員が参加し、就学に向けての話を聞く機会を設けています。

## A-1-(3) 健康管理

A12

**A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。**

a

## 【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

入園時に保護者が提出する児童票や入園児調査票を基に、子どもの健康情報を把握し、予防接種や疾病などについては入園後も随時追加記入して確認しています。業務マニュアルや感染症マニュアル、年間保健指導計画に基づき、子どもの健康管理を行っています。毎日、視診や様子の観察を通じて体調変化の把握に努め、怪我や体調不良の際は保護者へ状況に応じて連絡し、記録を残します。次回の登園時には家庭での様子を確認し、情報を共有しています。感染症が発生した場合は、保護者が見やすい場所にボードを掲示し、迅速に情報提供を行います。また、乳幼児突然死症候群(SIDS)対策として、0歳児は5分ごと、1歳児以上は10分ごとに呼吸と体勢の確認を行い、午睡チェック表に記録しています。日々の健康管理と細やかな観察を通して、子どもたちの安全と健康を守る取組を徹底しています。

第三者評価結果

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
  - ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
  - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
  - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

園では、嘱託医による健康診断と歯科健診を年2回、尿検査を2歳児以上で年1回、身長・体重測定を毎月実施しています。健康診断や歯科健診の結果は児童票に記録し、保護者には書面で伝えていきます。受診をした場合はその結果を追記し、園と家庭で子どもの健康記録を共有するようにしています。健康教育では、手洗いやうがいの習慣を大切にし、歯磨きの重要性も伝えています。パネルシアターや絵本を活用して歯の大切さや予防について分かりやすく伝え、日々の保育に取り入れています。また、保育中は子どもの様子に注意を払い、気づいたことはヒヤリハットとして記録し、日々の保育の改善につなげています。0、1歳児には日中1回検温を実施し、熱性けいれんを起こした子どもには継続的に検温を行い、健康状態を丁寧に把握しています。これらの取組を通じて、子どもたちが健やかに過ごせるよう健康管理と安全対策を徹底しています。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

## 【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
  - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
  - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
  - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
  - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
  - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

園では「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、アレルギー疾患のある子どもに適切な対応を行っています。入園前の面接や説明会で保護者に十分説明し、医師の診断による生活管理指導表の提出を求め、その内容に基づいて対応しています。アレルギー除去食については、年に1度書類を提出してもらい、栄養士、担任、保護者と確認の上で進めています。給食では卵・小麦・乳製品に対応するため、アレルギー児専用トレーを色分けし、名札を付けて提供しています。配膳時には調理員と保育士が連携し、給食室と保育室でダブルチェックを徹底しています。食事の提供時には、最初にアレルギー除去食を出し、名前や内容を復唱して確認することで事故防止に努めています。保護者の理解促進のため、アレルギー疾患に関する掲示を行い、職員も研修に参加して新たな知識を習得しています。研修内容は職員会議で共有し、職員全体で情報を確認しながら、アレルギー対応の質を高めています。

## A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

## 【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

## &lt;コメント&gt;

全体的な計画に「食育の推進」を掲げ、年齢別指導計画にも組み込むことで計画的に食育を進めています。食育プロジェクトチームが中心となり、乳児クラスではさまざまな食材を見たり触れたりする機会を設けています。幼児クラスでは、そら豆の皮むきやおにぎり、ゼリー、具たくさん味噌汁作りなどの体験を通して、多くの野菜に触れながら食への興味を育んでいます。食事の時間には配膳から食事への移行を大切に、食事が楽しい雰囲気になるよう工夫しています。幼児クラスでは、保育士が盛り付けたおかずの量を子どもと一緒に確認し、調節することで自主性を育みます。苦手な食材についても保育士が声をかけ、少しずつでも食べられるよう援助しています。また、子どもの食事の様子を観察し、栄養士と連携して食材の切り方や硬さを話し合い、子どもに合わせた対応を行っています。保護者には「給食だより」を通して、季節に合わせた食事の工夫や食育に関する情報を提供し、家庭との連携も図っています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

b

## 【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

## &lt;コメント&gt;

年度初めや連休明けの献立は、子どもの好きなメニューや食べやすいものを考慮し、安心して食事を楽しめるよう工夫しています。クッキング活動や季節の野菜に触れる機会を通して、子どもたちが野菜の名前や味を知り、食への関心や興味を育てています。食材の味を生かし、薄味を心がけながら栄養バランスにも配慮しています。毎日、喫食簿のコメントや残食量を確認し、子どもの食事状況を把握し、献立作成や調理の工夫に反映しています。子どもの年齢や発育状況に応じた身体測定結果を踏まえ、年2回栄養目標量の見直しを行っています。また、年間を通して行事食を取り入れ、行事にちなんだ食事を通じて食文化への興味や理解を深める機会を作っています。全体会議では子どもの食事の様子を共有していますが、栄養士や調理員が子どもたちの食事の様子や声を直接聞く機会が少ないため、今後は調理員が保育室に出向き、食事の様子や喫食状況を直接確認する機会を増やし、より一層の改善と支援につなげたいと考えています。

## A-2 子育て支援

## A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

## 【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
  - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
  - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
  - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

## &lt;コメント&gt;

子どもの生活を充実させるため、園だよりやクラスだより、保健だよりを活用して保育内容や健康管理について保護者に伝えています。日々の様子は連絡帳や活動報告を通じて家庭と情報交換を行い、連絡帳アプリを導入して個別の記入・返信・回答ができるよう改善を図っています。また、登降園時には職員が積極的に保護者とコミュニケーションを取り、必要な情報を確実に伝え合うよう努めています。職員間では伝達ボードを利用し、共有事項を徹底することで保護者対応に配慮しています。園内には相談室を設置し、保護者が安心して相談できる環境を整えています。食べられない食材がある子どもについては、保護者と相談しながら少しずつ慣れた食材を増やす対応を行い、改善につなげています。さらに、クラス懇談会や個人面談を定期的実施し、家庭との連携を強化しています。その内容は児童票に記録し、子どもの状況を職員全体で把握しながら支援体制が充実するよう努めています。

## A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	------------------------------------	---

## 【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
  - イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
  - ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
  - エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
  - オ 相談内容を適切に記録している。
  - カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

## &lt;コメント&gt;

保護者が安心して子育てができるよう、個別支援と相談を行っています。保護者とのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築くことに努めています。個別相談は相談室で行い、その後事務所へ報告し情報を共有します。必要に応じて会議で職員に周知し、対応体制を整えています。保護者の就労状況に応じて延長時間を変更できるよう、柔軟な利用体制も構築しています。きょうだいが園に通う家庭の疾病対応や、保護者の希望を反映した子どもの受入れも行っていきます。障害を持つ保護者の相談にも対応し、クリニックへ繋げた事例もあります。また、登降園時には保護者とのコミュニケーションを密にし、情報共有を進めています。食事の進捗やアレルギー児への対応についても、保護者と相談しながら進め、安心感を提供しています。さらに、市の要請に基づき、保育の質や職員配置を調整し、定員を超えた受入れにも柔軟に対応しています。

第三者評価結果

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
-----	--	---

## 【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

家庭での虐待等の権利侵害を予防するため、家庭環境や家族構成などを児童票で確認し、把握しています。虐待の早期発見と対応のために、日々の子どもの様子を観察し、視診記録をとっています。虐待が疑われる場合は、速やかに主任や園長に報告し、「虐待予防のためのチェックリスト」に記録して写真を撮り、適切に対応します。虐待の恐れがある場合は、児童相談所や市の担当者と連携し、保護者への支援を行います。園では「虐待対応マニュアル」を策定し、人権プロジェクトを立ち上げ、虐待防止に取り組んでいます。職員は外部研修を受講し、その内容を園内研修で共有し、虐待につながる言動について話し合い、理解を深めています。また、全体会議で「子ども虐待防止ハンドブック」や「保育所職員の心得」を用いた研修も実施しています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
  - b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
  - c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
  - イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
  - ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
  - エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
  - オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
  - カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

## &lt;コメント&gt;

園では、保育士が独自に作成した30項目の評価基準と自由記述様式を用いて、毎年保育実践の振り返りを行い、結果を集計して保育の改善や専門性の向上に役立てています。日々の保育では乳幼児会議や保育日誌、指導計画の振り返りを通じて、自己評価や反省を職員間で共有し、学び合いや意識向上につなげ、次の保育に活かしています。さらに、自己評価結果は年2回の育成面談で確認し、個々の課題を明確にして改善へとつなげています。評価結果は園内会議で共有し、保育課題や改善策について話し合いを行っています。自己評価の集計・分析を行うことで、園全体の保育の質を見直し、組織全体の自己評価へ反映しています。また、第三者評価の受審を通じて、客観的な視点で保育の取組や課題を確認し、さらなる改善と保育の質の向上を目指しています。



株式会社フィールズ  
〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F  
TEL:0466-29-9430  
Mail:hyouka@fieldsshonan.jp

A thick, solid pink horizontal bar spans the width of the page at the bottom, serving as a decorative footer element.